

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の正しいかかり方

要件を満たしている場合に健康保険の対象となり、支給が受けられます。

はり・きゅう	健康保険が使える施術	
	支給要件	慢性病で医師による適切な治療手段がないもので、慢性的疼痛を主症とする疾患であり、医師が施術について同意しているもの
	対象傷病	◎神経痛 ◎腰痛症 ◎頸椎捻挫後遺症 ◎五十肩 ◎リウマチ ◎頸腕症候群
	<p>●医師の同意書が必要です。(平成30年10月から取扱いが変更になりました)</p> <p>初療、および6ヶ月を超えて引き続き施術が必要で健康保険へ申請する場合は、医療機関で診察を受けたうえで同意書を受け、申請書に原本を添付してください。</p> <p><input type="checkbox"/>症状の改善はみられますか？</p> <p>長期間通っても症状の改善が見られない場合は、別の要因(他の病気による痛み)も考えられます。あらためて医師の診察を受けましょう。</p>	
健康保険が使えない施術		
<p>×医師が施術について同意していない</p> <p>×急性の痛み</p> <p>×疲労回復や、慰安目的など</p> <p>×疾病予防のため</p> <p>×医療機関(病院や診療所など)で同一傷病の治療を受けている場合</p> <p>×第三者行為(交通事故など)による負傷(別途届出が必要)</p> <p>×工作中や通勤中の負傷(労災保険の対象)</p>		

あんま・マッサージ	健康保険が使える施術	
	支給要件	可動域の拡大等、症状の改善を目的とし、医師が施術に同意しているもの
	対象傷病	◎筋麻痺、関節拘縮があり、医療上マッサージを必要とする症例
	<p>●医師の同意書が必要です。(平成30年10月から取扱いが変更になりました)</p> <p>初療、変形徒手矯正術、および6ヶ月を超えて引き続き施術が必要で健康保険へ申請する場合は、医療機関で診察を受けたうえで同意書を受け、申請書に原本を添付してください。</p>	
健康保険が使えない施術		
<p>×医師が施術について同意していない</p> <p>×疲労回復や、慰安目的など</p> <p>×疾病予防のため</p> <p>×第三者行為(交通事故など)による負傷(別途届出が必要)</p> <p>×工作中や通勤中の負傷(労災保険の対象)</p>		

往療について

健康保険における往療料は、「歩行困難など、真に安静を要するやむを得ない理由がある場合に限り」認められています。単に患者の希望のみにより、または定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には支給できません。

- 療養費支給申請書の内容をよく確認し、自分で署名または捺印して申請しましょう。
- 治療内容について健康保険組合からお尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。